【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月16日
【会社名】	株式会社クロス・マーケティンググループ
【英訳名】	Cross Marketing Group Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　五十嵐　幹
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座八丁目15番２号
【電話番号】	03(3549)0603
【事務連絡者氏名】	株式会社クロス・マーケティンググループ 取締役CFO　人見　茂樹
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座八丁目15番２号
【電話番号】	03(3549)0603
【事務連絡者氏名】	株式会社クロス・マーケティンググループ 取締役CFO　人見　茂樹
【縦覧に供する場所】	東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１ 【提出理由】

当社は、平成25年10月15日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社ユーティル（以下、「ユーティル」）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両者の間で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の２の規定に基づき、臨時報告書を提出いたします。

２ 【報告内容】

１．本株式交換の相手会社に関する事項

（１）商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ユーティル
本店の所在地	東京都千代田区神田神保町三丁目2番6号
代表者の氏名	代表取締役社長　打田　光代
資本金の額	70,000千円
純資産の額（単体）	155,369千円
総資産の額（単体）	263,980千円
事業の内容	マーケティングリサーチおよびマーケティングコンサルティング事業及びそれに付帯または関連する事業

（２）最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単位：千円）

事業年度	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
売上高	400,031	344,505	393,517
営業利益	16,080	3,125	30,481
経常利益	14,073	1,283	29,252
当期純利益	13,783	993	28,962

（注）ユーティルは100%子会社として、エンバイロセルジャパン株式会社、ユーティルコンサルティング株式会社、株式会社アイティ・プレックスを保有しております。

（３）大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
打田 光代	39.51%
徳井 弘之	16.38%
大森 幸吉	14.26%
植田 康稔	6.56%
宇田川 信雄	6.28%

（４）提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。

取引関係	該当事項はありませんが、が、当社の子会社である株式会社クロス・マーケティングは、ユーティルに対しネットリサーチサービスを販売しております。

２．本株式交換の目的

当社グループは、リサーチ事業を行っているクロス・マーケティングを中心として、マーケティング領域において幅広いサービスを提供しております。また、本年6月の持株会社体制への移行を契機に、2015年までにアジア全域をネットワーク化する「AGM（Asian Global Marketing）構想」を掲げ、インドのマーケティングリサーチ会社であるMarkelytics社の株式取得やシンガポールへの子会社設立と、アジアエリアへの事業展開を加速させております。そのような事業展開の中で、総合マーケティング企業として、より質の高いマーケティングサービスを提供していくためには、企画・分析力の強化、競争力のあるリサーチサービスの開発が必要不可欠であります。

株式交換先であるユーティルは、様々な調査手法、産業分野に対応した豊富なリサーチ経験により生活者インサイトを読み解く高い専門性を持っております。また「顧客行動分析」を開発した米国エンバイロセル社のライセンスを日本で唯一保有し、エンバイロセルジャパン株式会社を通して小売、フードサービス、メーカーなど様々な業界に対する顧客行動分析と業務コンサルティングを提供しており、当社グループが今後強化すべき領域に強みを持っております。

このたびの子会社化により、当社グループの持つネットリサーチに強みを持つ経営資源とユーティルが持つ生活者インサイトを読み解く高い専門性を融合させ、それぞれの得意分野を活かしながら総合マーケティング企業として質の高いマーケティングサービスをアジアエリアに展開していくため、本株式交換を実施するものであります。

３．本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式移転契約の内容

（１）本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、ユーティルを株式交換完全子会社とする株式交換です。

（２）株式交換に係る割当ての内容

ユーティル株式１株に対して、当社株式21.84株を割当て交付します。

（３）株式交換契約の内容

当社が、ユーティルとの間で平成25年10月15日付けで締結した株式交換契約書の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社クロス・マーケティンググループ（以下「甲」という）と、株式会社ユーティル（以下「乙」という）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条　（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という）を行う。

第２条　（株式交換に際して発行する株式及び自己株式の割当て）

甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（以下「割当対象株主」という）に対し、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に２１．８４を乗じて得た数の甲の普通株式を新たに発行し割当交付する。

２　甲は、本株式交換に際して、割当対象株主に対し、その有する乙の普通株式１株につき、甲の普通株式２１．８４株の割合をもって割当てる。

３　前２項に基づいて割当対象株主に交付しなければならない甲の普通株式の数に、１株に満たない端数がある場合、甲は、会社法第２３４条その他の関係法令の規程に従い、その端数の合計数（その合計数に１に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする）に相当する甲の普通株式を売却し、その端数に応じてその売却により得られた代金を当該株主に交付する。

第３条　（増加すべき資本金及び準備金の額等に関する事項）

甲が株式交換に際し増加する準備金の額は、次のとおりとする。

（１）　資本金　　　　金０円

（２）　資本準備金　　会社計算規則の定めに従い甲が定める額

（３）　利益準備金　　金０円

第４条　（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、平成２５年１１月１１日とする。ただし、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第５条　（株式交換契約承認株主総会）

乙は、効力発生日の前日までのいずれかの日を開催日として、株主総会（以下「交換契約承認株主総会」という）を招集し、本契約書の承認及び株式交換に必要な事項に関する決議を求める。ただし、株式交換手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

２　甲は、会社法第７９６条第３項の規定により、本契約について、会社法第７９５条第１項に定める株主総会の承認を受けないで本株式交換を行う。ただし、会社法第７９６条第４項の規程により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第６条　（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす恐れのある行為については、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第７条　（本株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態もしくは経営成績又は権利義務に重大な変動が生じた場合、あるいはその他諸般の事情から本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は生じることが明らかとなった場合において、本契

約の目的の達成が困難になった場合には、甲乙協議の上、合意に基づき本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

２　会社法第７９６条第４項の規程により、本契約について甲の株主総会による承認が必要になった場合には、甲乙協議の上、合意により、本株式交換の条件その他の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第８条　（本契約の効力）

本契約は、次の各号に定める場合には、その効力を失う。

（１）　第５条第１項に定める乙の交換契約承認株主総会において、本契約の承認が得られない場合。

（２）　法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁の承認等が得られない場合。

第９条　（協議事項）

本契約に定めのない事項、その他本株式交換に必要な事項については、甲乙誠実に協議の上これを定める。

本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２５年１０月１５日

甲：東京都中央区銀座八丁目１５番２号
株式会社クロス・マーケティンググループ
代表取締役　五十嵐　幹

乙：東京都千代田区神田神保町三丁目２番６号
株式会社ユーティル
代表取締役　打田　光代

（４）株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

①算定の基礎・経緯

当社は、当社及びユーティルから独立したグローウィン・パートナーズ株式会社（以下「グローウィン」）を第三者算定機関として選定し、平成25年9月19日付で、ユーティルに関する株式価値算定書を取得しました。なお、グローウィンは、当社及びユーティルの関連当事者には該当せず、当社及びユーティルとの間で重要な利害関係を有しません。

グローウィンは、類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（DCF法）を用いてユーティルの株式価値評価を行いました。

類似会社比較法においては、グローウィンは、事業の類似する国内上場会社のEV／EBITDA倍率及びEV／EBIT倍率を用いて算定しております。

DCF法においては、グローウィンは、ユーティルが作成した平成25年12月期の財務予測に過去の実績数値を加味した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。なお、将来の利益計画については、大幅な増減益を見込んでおりません。

グローウィンは、株式価値算定書の提出に際して、ユーティル及び当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。加えて、ユーティルの財務予測については、ユーティルにより当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。

上記各方式において算定されたユーティルの普通株式１株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

類似会社比較法	10,002円～14,464円
ＤＣＦ法	20,060円～23,891円

一方で、当社の株式価値については平成25年10月10日を算定基準日とし、基準日の東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値、ならびに算定基準日の直近３ヶ月の各取引日における終値平均値を算定の基礎としております。

当社は、グローウィンの算定結果及び弊社の市場株価の動向等を総合的に勘案し、交換比率を検討し、最終的に本交換比率を21.84と決定しました。

②算定機関との関係

当社およびユーティルの第三者算定機関であるグローウィンは、いずれも当社およびユーティルから独立した算定機関であり、当社およびユーティルの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係もございません。

（５）本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社クロス・マーケティンググループ （英文名：Cross Marketing Group Inc. ）
本店の所在地	東京都中央区銀座八丁目15番２号
代表者の氏名	代表取締役社長　五十嵐　幹
資本金の額	274,402千円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	リサーチ事業及びＩＴソリューション事業を行う子会社等の経営管理及びそれに付帯または関連する事業

以上